

○請狀之事 【諸井(三) 家文書No.4152】

【書き下し文】

請狀之事

禪宗金屋村天龍寺旦那

一(宇)うめ

給金五兩⑩ニ相極只今

當(当)戌十四才

慥⑩ニ請取申候、外兩度

仕着施貴殿方ニ而被成下候、

右極メ来亥正月⑩午年

二月二日迄中七ヶ年⑩季

無相違⑩為相勤可申候、

右書面之女我等養女ニ貫⑩ひ請慥成者ニ付

年季御奉公ニ差出し申候處(処)實(実)正⑩ニ御座候、

此者ニ付何方⑩も構無御座候、此もの取逃(逃)

欠落等仕候ハ、早速尋出し品物相弁御渡⑩

可申候、且御宿方町并(並)御作法堅⑩為相守可申候、

萬(万)一病氣又は違變之儀ニ而御奉公相勤兼

候ハ、請取候給金早々御返⑩し可申候、宗旨之儀ハ前書

之通禪宗⑩ニ紛れ無御座候、為後日請狀仍而如件、

八幡山町

当人 う め(爪印)

文久二戌年十一月

人主 九左衛門⑩

請人 安五郎⑩

本庄宿 泉右衛門殿

【読み下し文】

請状の事

禅宗金屋村天龍寺旦那

一うめ

給金五両に相極め只今

當（当） 戌十四才

慥かに請け取り申し候、外兩度

仕着施貴殿方にて成し下され候、

右極め来る亥正月より午年

二月二日迄中七か年季

相違無く相勤めさせ申すべく候、

右書面の女我ら養女に貰い請け慥か成る者に付き

年季御奉公に差し出し申し候處實正に御座候、

此の者に付き何方よりも構い御座無く候、此のもの取り逃げ欠落等仕り

候わば早速尋ね出し品物相弁じ御渡し申すべく候、且つ御宿方町并御作

法堅く相守らせ申すべく候、

萬一病氣又は違変の儀にて御奉公相勤めかね

候わば請け取り候給金早々御返し申すべく候、宗旨の儀は前書の通り禅

宗に紛れ御座無く候、後日のため請状仍って件の如し、

八幡山町

当人 う め（爪印）

文久二戌年十一月

人主 九左衛門印

請人 安五郎印

本庄宿 泉右衛門殿